平成２９年（フ）第８８号
兵庫県伊丹市西野８丁目３番地１　桜台ハイツ２―911号
債務者　庄司ひとみ
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
兵庫県西宮市平松町１番25―302号
債務者　田中　千景
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４６号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目13番５―402号
債務者　小室　敏一
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８４号
兵庫県尼崎市西本町北通５丁目136番地　高森文化１Ｆ２号、前住所大阪府門真市上野口町20番20号　山一大和田ハイツ320号
債務者　尾曲　義秋
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3719番地10　町営第６住宅２棟201号
債務者　田中　伸栄
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
奈良県大和高田市東三倉堂町２番46―２号
債務者　吉岡　暁音
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
奈良県葛城市長尾267番地１　セカンドパレス201号
債務者　紀川　晃江
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
奈良県橿原市石原田町133番地の８
債務者　寺田　広美（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
宮城県栗原市栗駒中野田町東９番地　佐竹アパート10号室
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
兵庫県西宮市中殿町１番６―509号
債務者　松田　幸久
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５８号
兵庫県尼崎市常松１丁目６番26号
債務者　植田　肇
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６４号
兵庫県尼崎市大庄北３丁目７番13号
債務者　山本　直人
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６９号
兵庫県西宮市津門西口町９番13―202号
債務者　渡邊　千晶
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１００号
佐賀県鳥栖市萱方町196番地１　レオパレスヴィクトワール205
債務者　岡本　貴子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
神戸市須磨区大田町７丁目３番９号　レオパレス須磨第２　201、前住所神戸市須磨区大手町２丁目４番10号　レオパレス大手町107
債務者　脇坂　正尋
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６１号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番８―609号
債務者　上廻眞理子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５号
佐賀県小城市三日月町久米881番地５
債務者　姫野　明美（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
佐賀市高木瀬東５丁目７番13―103号
債務者　山本　瑛司
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係